

公共事業評価の答申への対応方針について

令和4年11月29日に岩手県政策評価委員会へ諮問し、同年12月23日に答申を受けた公共事業の再評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

1 対応方針

- ・「急傾斜地崩壊対策事業 下米内2丁目（盛岡市）」（県土整備部所管）

答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続休止する。

なお、付帯意見を踏まえ、事業再開に向けて、土地取得に係る交渉事例について情報収集を行い、盛岡市との連携を強化しながら交渉を継続する。

2 【参考】岩手県公共事業評価専門委員会における審議経過

- ・ 令和4年12月12日 第5回専門委員会（諮問審議、答申案検討）

公共事業の再評価の答申への対応方針

内 容	対応方針
令和4年11月29日付け政第125号で諮問のあった公共事業の再評価について、次のとおり答申します。	
<p>1 急傾斜地崩壊対策事業 下米内2丁目（盛岡市）</p> <p>【審議結果】</p> <p>「要検討（休止）」とした県の評価は妥当と認められる。ただし、次の意見を付す。</p> <p>事業再開に向けて、土地所有者の一層の理解促進を図るための手法を検討すること。</p>	<p>《県土整備部》</p> <p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続休止する。</p> <p>なお、付帯意見を踏まえ、事業再開に向けて、土地取得に係る交渉事例について情報収集を行い、盛岡市との連携を強化しながら交渉を継続する。</p>